資料編

資料編1 地区懇談会結果 小学校区別まとめ

1-1 概要

平成 27 年 6 月から平成 28 年 3 月にかけて、各小学校区のコミュニティ推進協議会・福祉関係者と地域福祉について話し合う「地区懇談会」を開催し、そこで話し合われた内容をもとに、地域福祉活動の課題や地域主体の取組アイデアの意見を各小学校区別にまとめたものです。

今後、住民主体の地域福祉活動を展開する際の参考とできるよう掲載しています。

地区懇談会の実施概要

回数(時期)	テーマ・内容
第1回 (6~7月)	ガイダンス、地域福祉の問題点の検討 ・趣旨及び概要説明 ・各地区の地域福祉の主な問題点の説明(アンケート結果等より) ・意見交換「各小校区における地域福祉の悩みや困りごと、問題点」
第2回(8月)	地域主体の地域福祉活動のアイデア検討 ・現計画の成果と課題の説明(庁内での検証結果) ・計画骨子(主要課題、理念・目標、施策体系案)の説明 ・意見交換①「計画骨子に対する追加・修正意見」 ・意見交換②「主要課題を解決するための地域主体の 福祉活動アイデアの検討」
第3回(2~3月)	今後の地域福祉活動の推進にむけて ・津島市地域福祉計画・津島市地域福祉活動計画(案)の概要説明 ・次年度以降の各小学校区における地域福祉活動の進め方 ・意見交換「来年度、各小学校区の地域福祉課題の解決にむけて どのように取り組んでいくか?」





各小学校区での開催経過

小学校区	第1回	第2回	第3回
東小学校区	平成 27 年	平成 27 年	平成 28 年
未小子权区	6月 19 日(金)	8月11日(火)	2月 17 日(水)
西小学校区	6月 26 日(金)	8月17日(月)	2月 8日(月)
南小学校区	7月1日(水)	8月 19 日(水)	2月 17 日(水)
北小学校区	6月 19 日(金)	8月21日(金)	3月26日(土)
神守小学校区	6月 17 日(水)	8月 10 日(月)	2月24日(水)
蛭間小学校区	6月 18 日(木)	8月 20 日(木)	2月 5日(金)
高台寺小学校区	6月 27 日(土)	8月29日(土)	2月20日(土)
神島田小学校区	6月22日(月)	8月 10 日(月)	2月22日(月)



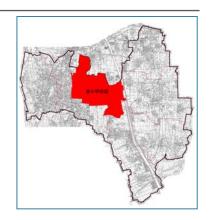


1-2 小学校区別の結果まとめ

東小学校区

地域の概要

- ●東小学校区は、面積約306haで全市の12.2%を占める。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在、10,419 人、4,180 世帯、世帯 人員 2.49 人/世帯、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向 にある。
- ●人口密度 34.1 人/ha で、市全体 (25.6 人/ha) より高い。
- ●年齢3区分別人口では、0~14歳が13.7%、15~64歳が62.8%、65歳以上が23.5%となっており、65歳以上の高齢化率は市全体の26.9%に比べて低い。



地域内の課題と問題点

地域福祉の課題	具体的な現状・問題点
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	◎近所付き合いが少なく、地域のまとまりが弱い・アパート・マンション居住者との交流がセキュリティの高さや 住民意識の低さから困難
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・町内役員のなり手が少なく、また単年度で交代するため、情報、つながりが深まらない・転入者・転出者の情報がわからない・コミュニティ推進協議会の活動内容や組織がわかりにくい
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・歩いて行ける身近な所に個人で気軽に参加し、おしゃべりできる場所が欲しい。現在のサービス施設は高齢者には使いにくい ・独居の高齢者を対象とした施策・対策の情報が伝わっていない
地域ぐるみで子どもを 見守り育てる体制づくり	◎子どもがいても子ども会に入会しない世帯があり、会員数が減っている・廃品回収を廃止したため子ども達との関わりが希薄になった・安全な遊び場が足りない・子どもがあまりあいさつしない
障がい者、外国人への理解促進と生活支援	・要支援者の存在がわかりにくい・情報が得られない
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・災害時の連絡方法や避難施設に問題がある ・災害時要支援者(高齢者や障がい者等)の安全な避難が困難 ・電柱・信号機により道路が狭い、街灯・歩道が未整備など
わかりやすい情報提供、 窓口の明確化、支援体制の充実	・公的福祉ではカバーできない、日常の不安や困りごとを抱えて いる高齢者世帯が増加
その他	・ゴミ捨て場がゴミ収集後もちらかっている・ペット散歩中のマナーが悪い

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- ・住民同士が顔のみえる関係をつくるための地域行事の開催
- ・ 学校を通じた保護者への地域福祉に関する情報提供

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

- ひとり暮らし高齢者の全員を地域が名簿で把握する
- ・班長会の充実や地域の集まりの夜間開催などによる参加の促進

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ◎地元の商店と協定を結び、高齢者宅に食事や買い物等の宅配サービスを実施
- 運動、話す、健康、食事のバランス等、定期的に手帳で介護予防を支援
- ・町内会などの小地域単位におけるサロンなどの交流の場づくり
- ・老人会と子ども会が連携し、子どもが高齢者の自宅を訪問する活動を実施

障がい者、外国人への理解促進と生活支援

• 福祉教育の推進による心のバリアフリー

災害に強い地域づくり

- ・地区社会福祉協議会で子どもと一緒に AED 教室を開催
- ◎消防・自主防災会・防災ボランティア等の連携による「避難所ですぐに役立つ」訓練開催

防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

- ・地域ぐるみの一戸一灯運動
- ・防犯と交通安全を兼ねた一斉下校時の「あいさつ」「見守り」運動

わかりやすい情報提供、窓口の明確化、支援体制の充実

若い世代へ民生委員の周知徹底

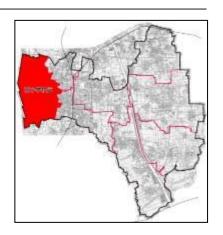
その他

- ゴミ出しマナーの徹底
- ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室

西小学校区

地域の概要

- ●西小学校区は、面積約330haで全市の13.2%を占める。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在、11,347 人、4,630 世帯、世帯 人員 2.45 人/世帯、人口・世帯数ともに微減傾向。
- ●人口密度は 34.4 人/ha で、市全体(25.6 人/ha) よりも 高い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口は、0~14 歳が 11.6%、15~64 歳が 58.4%、65 歳以上が 30.1%となっ ており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9%に比べて 高い。



地域内の課題と問題点

地域福祉の課題	具体的な現状・問題点
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	◎子ども会の活動が少なくなっている・祭りの参加者が減少、総会・運動会等、集まる機会が減った◎高齢者と近所とのつながりが希薄・子どもを見かけない、遊んでいる姿をみない・ボランティアに参加したい人はいるが、自発的に活動できない
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・コミュニティ推進協議会役員の女性進出が遅れている・民生委員一人当たりの負担が大きく、後継者が不足・要支援者の情報をどこで把握できるか、情報がない
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・高齢者が自宅に閉じこもっている・行事参加、病院、買い物の足がない・バス停の間隔が遠く、高齢者の利用施設をつないでいない
障がい者、外国人への理解促進と生活支援	・個人情報の壁があり、関わって欲しくない人もいる
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・歩道が狭く、電動車椅子等の通行がしにくい・避難場所が不明、避難ルートが危ない・防災訓練には、直接参加を依頼された人のみが参加・愛西市とまたがっている地域はどうすればよいのか
わかりやすい情報提供、 窓口の明確化、支援体制の充実	・自分の担当町内以外の事を把握できていない ・子育て世代に対する支援が不足している

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- ◎コミュニティ推進協議会(防災会館)で老人クラブと学童の交流(昔遊びを教えるなど)
- ・七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもが一緒にできる行事の開催
- ・空き家を活用した居場所づくり

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

- ・江東町の「空き家バンク」を参考に、貸主負担に考慮しつつ、利用者との中立ちをする
- ・若い世代の参加促進のため、開催時間帯や内容を工夫する

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ・地域住民の協働で買い物の足を確保(コミュニティで共用車を運転代行)
- ・新聞・牛乳配達等、日常的に接触のあるサービス業による安否確認の仕組みづくり
- ・生きがいづくりに関する各種事業・教室の開催
- ・ 老人クラブへの加入促進
- ひとり暮らし高齢者のシェアハウスづくり
- ・老人クラブの友愛活動の継続・拡充
- ・障がい、認知症などへの知識・理解を深める講座開催

災害に強い地域づくり

- ◎防災活動を町内会くらいの小単位で行う(防災訓練や自らの地域の防災マップづくりなど)
- 町内役員における防災委員の新設
- ・危機感を持ってもらうため伊勢湾台風時の被害状況を、広く周知する
- ◎専門家や市の支援による実践的な防災訓練

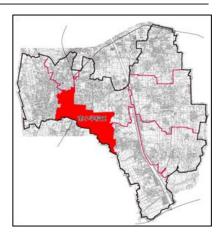
わかりやすい情報提供、窓口の明確化、支援体制の充実

・地域福祉に関するニュースレターの発行(行政・社協の事業紹介)

南小学校区

地域の概要

- ●南小学校区は、面積約 212ha で全市の 8.5%を占める。
- ●人口は平成 27 年 10 月 1 日現在、9,323 人、世帯数 3,899 世帯、世帯人員 2.40 人/世帯と、人口・世帯数ともに減 少傾向。
- ●人口密度は 44.0 人/ha で、市全体(25.6 人/ha) よりも 高い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0~14 歳が 12.4%、15~64 歳が 61.0%、65 歳以上が 26.6%となっており、南小学校区全体の 65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9%に比べてわずかに低いが、一部地域では高齢者率が高くなっている。



地域内の課題と問題点

地域福祉の課題	具体的な現状・問題点
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	・マンション住民と日中顔を合わせることがない ・地域行事に参加する人と無関心な人との差が大きい ◎新旧の世帯で遠慮があって交流がうまくいっていない ・コミュニティ行事のPRをしても参加がない ・普段から話し合う「仕組み」がない ・表札を掲げていない家も多く、誰が住んでいるか分からない
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・高齢者世帯が町内代表をやっており、機能を果たせていない ・参加したいけれど窓口・入り口がわからない人も多い
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・ひとり暮らし高齢者の生活の様子はよくわからない・サロンなど気軽に参加出来る場が少ない・巡回バスの利用者が少ない
地域ぐるみで子どもを 見守り育てる体制づくり	・子ども会の会長・役員のなり手がいない・子ども達だけでなく、先生も声をかけないと挨拶しない
障がい者、外国人への理解促進と生活支援	・外国人には町内会費や生活のルールについて伝わりにくい・放課後クラブの理解がされていない
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・災害時に助ける人がいない・あんしん君は普及している
わかりやすい情報提供、 窓口の明確化、支援体制の充実	・町の情報を得ないため、地域の集まりへの参加者が少ない・地域福祉懇談会の活動も住民に浸透していない・若い世代は、回覧を回しても見ていない

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- ラジオ体操や餅つきなどのイベントの交流実施
- ・皆ができることを広げる(近所であった人にまずはあいさつを/ラジオ体操/表札全戸運動)
- 地域内のカフェやギャラリーのような地元の人々が気軽に集う場を活用
- ・地域の文化や歴史の学習会(趣味を通じて世代間交流)
- ◎高齢者と子どもの世代間交流による昔遊びの指導

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

- ・定年後デビューを迎え入れる仕組み「お父さんお帰りなさいパーティー」の開催
- ・情報の共有(かわらばんの活用、ポスター・回覧文章作成サービス)
- ・地域住民同士の意見交換(様々な会合の活用)により、より良いまちづくりにつなげる

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ・少人数でも人の集まれる場所を洗い出し、参加を広げていく
- 65 歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す

地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくり

- ・育児支援イベント開催(ママのストレッチ、子ども向け野外イベント(体作り)など)
- 赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す(町内会登録をしてもらい情報を集める)

災害に強い地域づくり

◎小学生も参加する防災訓練の実施

防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

自宅周りを各自で掃除する「かどはき運動」を広める

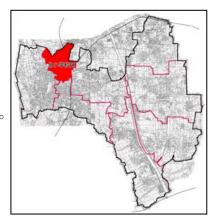
わかりやすい情報提供、窓口の明確化、支援体制の充実

- 民生委員の活動の情報発信・情報公開
- 民生委員を補完する町内会役員の選出
- 要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場

北小学校区

|地 域 の 概 要

- ●北小学校区は、面積約 109ha で全市の 4.3%を占める。
- ●人口は平成 27 年 10 月 1 日現在、5,843 人、世帯数 2,575 世帯、世帯人員 2.27 人/世帯、人口は減少傾向、世帯数は微増傾向。
- ●人口密度は53.6人/haで、市全体(25.6人/ha)よりも高い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0~14 歳が 12.0%、15~64 歳が 60.8%、65 歳以上が 27.2%、65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9%に比べてわずかに高 い。



地域内の課題と問題点

地域福祉の課題	●:他の小子校区と同様の息兄 具体的な現状・問題点
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	◎アパート・マンション住民が、町内会に入らない・町内会により、世帯数の差から活動の温度に差がある・ご近所の入退院情報がわからない
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・町内会は高齢者が多いため運営が困難・町内会に出ない人に対しては、どうすればよいかわからない・民生委員の役割が知られていない
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・巡回バスが使いにくい (ルートが少ない、大回りで不便) ・ひとり暮らし、老人クラブの会員以外の人はどう対象とするか ・高齢者は閉じこもりがちで熱中症などで死亡の危険性もある ・認知症の高齢者を地域でどう支えるか
地域ぐるみで子どもを 見守り育てる体制づくり	◎子どもがいても、子ども会に入らない世帯の増加・子ども会活動は、夏・秋祭り程度で活発ではない
障がい者、外国人への 理解促進と生活支援	・町内のゴミ出し規則を外国人、アパートの住民が守れていない・日本語がわからないから町内会役員ができない・災害時避難場所が遠いため、高齢者等移動が困難
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・高齢者と障がい者の親子世帯が心配 ・車で走って知らせるだけでは高齢者には聞こえずわかりにくい ・自転車の交通事故や右側通行・二人乗りが多い
その他	・ゴミと草の清掃活動が大変 ・空き地にゴミを捨てる人がいる ・お金になりそうなゴミを集める業者は怖くて声をかけにくい ・町内の道路が仮舗装のまま

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- ・空き家を活用した地域の女性陣の運営による交流サロン
- ◎小学校と老人クラブの交流の拡大
- コミュニティと各種団体がバラバラに動いているのでコミュニティに部会をつくって地域課題に対応
- 津島をあいさつあふれる街に!

(市全体であいさつ運動をすすめる、学区内に「あいさつしよう」の張り紙を)

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- コミュニティバスを小さい車にして、定年退職者にも協力してもらい運行 (「車の確保」「運転手の確保」「事故への対応」が条件)
- カーシェアリングシステムの導入
- 近隣のゴミ出しお手伝い、見守り(プライバシーとおせっかいをどう両立するか)
- 関係機関の連携によるひとり暮らし高齢者の包括ケア
- 新聞配達や、ガスや電気の検針を活用した「見守りネットワーク」の構築
- ・認知症カフェ、憩いの広場等の開設
- 地域の喫茶店にも常連さんにも「ひと声」協力をお願いする
- ・食事の宅配時に特に支援を必要な人をケア

地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくり

- 子どもと地域の大人が知り合いになることで、防犯につなげる
- 子どもや親子で参加できる地域イベントの開催

災害に強い地域づくり

◎災害時の安否確認を、防災訓練の時に訓練の一つとして実施

防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

- ・中学、高校における自転車マナーの指導、自転車購入時に販売店での教習
- ・ 高齢者向けの交通安全実習の実施

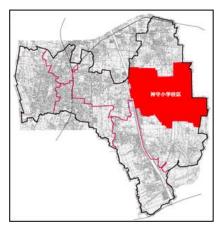
その他

ゴミを捨てている人を見かけたら周りの人が声をかける

神守小学校区

地域の概要

- ●神守小学校区は、面積約 474ha で全市の 18.9%を占める。
- ●人口は平成 27 年 10 月 1 日現在、9,424 人、世帯数 3,655 世帯、世帯人員 2.58 人/世帯となっており、人口は微減 傾向、世帯は微増傾向にある。
- ●人口密度は19.9人/haで市全体(25.6人/ha)より低い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0~14 歳が 12.8%、15~64 歳が 61.2%、65 歳以上が 26.0%となっ ており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9%に比べて 若干低い。



地域内の課題と問題点

	♥・他の小子仪区と内稼の息允
地域福祉の課題	具体的な現状・問題点
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	◎新しく転居してきた住民の状況やニーズが把握できない・まとまりが弱く、町内行事がまとまらない・そもそもコミュニティとは何なのか理解されていない・祭参加を活用したいが「原則参加は個人の自由」の壁がある
	・転入者の町内会入会時、町内行事の説明等丁寧に対応している
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・町内会未加入者へのフォローはできない・高齢者、障がい者、子どもの居住状況が把握できていない・町内会費が上がることが町内会退会のきっかけとなっている
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・公共交通機関が少なく、買物や通院が大変 ・団地全体が高齢化している ・2・3世代の同居が少なく支え合いが難しい
地域ぐるみで子どもを 見守り育てる体制づくり	・不審者情報もあり、登下校時の見守りが必要 ・中高生の不登校児向けの受け皿や、居場所づくりが不十分 ・安全な遊び場が足りない
障がい者、外国人への 理解促進と生活支援	・外国人とはどう接したらよいかわからない、接する場がない・外国人の方がゴミ出しのルールを把握できていない
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・避難場所の周知が徹底されていない ・過去に不審者が出た夜道の環境が改善されていない ・高校生の交通マナーは UP してきたが、中学生は悪い ・塀が増えて見通しの悪い交差点が多く、通学にも危険!
わかりやすい情報提供、 窓口の明確化、支援体制の充実	・役所のどこに相談してよいかはっきりしない

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- ・新住民にも祭など町行事への参加を呼びかける(子どもを通じて呼びかける)
- 子ども会、集団登校が新旧住民の融和のきっかけとなる
- ◎昔遊びを通じた子ども達(学校)と老人会の交流促進

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

町内会費はしっかりもらい、収支内容をはっきりと公開する

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ・高齢者が集まりやすいイベントの開催(高齢者向け誕生日会、歌声喫茶など)
- ◎民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援
- NPO やボランティア組織等による買物支援のための組織づくり(生協の共同購入のような)
- ・電気メーターやパソコンなどによる見守りの仕組みづくり
- ・公園における健康づくり、ラジオ体操
- 65 歳の誕生日などに、健康・福祉などのサービス等に関する講座の開催&受講の義務化
- ・ 週に1回の買物支援
- ・ 認知症防止の教室開催

地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくり

- 高齢者から子どもへ昔話を「語り部」で伝える(例:戦争体験)
- ・学校からドロップアウトした青少年の居場所(集える場)づくり・学び直しの支援

障がい者、外国人への理解促進と生活支援

- ・ 障がい者の災害時支援
- まずは知ることから=障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める!

災害に強い地域づくり

会社・工場・マンションを避難場所として了解を得る⇒地域交流にもつながる

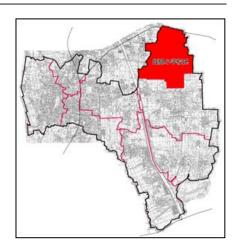
防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

- 子どもを対象とした自転車講習実施
- 子ども会と老人クラブの合同交通安全教室の開催
- 地区交通安全協会による高齢者向け自転車指導
- 退職者を主とした自主防犯ボランティア活動

蛭間小学校区

地域の概要

- ●蛭間小学校区は、面積約 289ha で全市の 11.5%を占める。
- ●人口は平成27年10月1日現在、5,816人、世帯数2,281世帯、世帯人員2.55人/世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は変動なしである。
- ●人口密度は 20.1 人/ha、市全体 (25.6 人/ha) よりも 低い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0 ~14 歳が 11.8%、15~64 歳が 56.3%、65 歳以上が 31.9% となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9% に比べて高い。



地域内の課題と問題点

地域福祉の課題	具体的な現状・問題点
	共平型な坑状・同處末
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	・高齢者が多く、近所に子どもがいない
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・地区社協という言葉はあるが活動できていない・地域での福祉活動を行う事が大切
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	 ・徒歩圏内のみでは高齢者にとって買い物が不便 ・生活をするにあたり、自動車が必要不可欠 ・元気な高齢者がその他の高齢者を支える仕組みが必要 ・青塚町も毎週火曜にサロンを開催、認知症サポーター、介護予防等、内容も活発 ・うまくいっているエリアといっていないエリアの差が大きい ・広報に支援サービス情報を乗せても、見ようともしないことも多い
障がい者、外国人への 理解促進と生活支援	・蛭間は地域での繋がりがある
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・高齢者を狙った詐欺未遂が3件発生している ・泥棒が発生している ・嘱託職員が町内名簿を作成中(9割がた把握)
わかりやすい情報提供、 窓口の明確化、支援体制の充実	・市としてどの様な活動を行っているのか、政策と成果が知られていない
その他	・空き家を管理する方が遠方に居住しており、防犯上問題がある

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- 東高校の生徒と、地域高齢者が触れ合える場を設ける
- かがやきネットなど、いろいろな団体の連携による地域行事の開催
- ◎老人クラブと小学校の交流事業の継続・発展
- ・社会福祉協議会の仲介により、地域行事に高校生をまきこむ
- ・老人クラブとコミュニティでグランドゴルフ ・老人クラブの活動支援

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

- 包括支援センター・縁側サロン・ふれあいサロンの活用推進
- ・コミュニティが率先して行えることを明確化
- 地区社会福祉協議会をうまく立ち上げて連携する。

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ・定期的に訪問し、話し相手になる(スタッフは、市と住民)
- ◎宅配サービスなどの既存の便利情報を町内活動で周知させる
- ・ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり
- ・青塚町のサロン事例について事業の成功・立ち上げまでのアイディア・方法の聞き取りを行う
- カーシェアリングの導入
- ・老人クラブを増やす
- ・ひとり暮らし高齢者を対象とした食事会の開催
- 「困った時は包括へ!」包括との連携により相談・つなぎ
- 認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」

障がい者、外国人への理解促進と生活支援

- ・在宅介護家族の「介護うつ病」への対策 ・認知症に関する勉強会の定期開催
- ・家族が近所に積極的に知らせ、地域で支える

災害に強い地域づくり

- ひとり暮らし高齢者に対する校区の自主防災会での支援
- ◎防災訓練の充実(自主防災、つしまかがやきネットなど)

防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

- 老人会ふれあい講座での詐欺防止の啓蒙活動
- 防犯グッズ点検をかねた交流会開催

わかりやすい情報提供、窓口の明確化、支援体制の充実

- ひとり暮らし高齢者対象のサービスの周知(緊急通報システムなど)
- ボランティア、福祉関係の総合的な支援機関としての地区社会福祉協議会の設立

高台寺小学校区

地域の概要

- ●高台寺小学校区は、面積約369haで全市の14.7%を占める。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在、4, 271 人、1, 564 世帯、世帯人員 2. 73 人/世帯、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- ●人口密度は11.6人/ha、市全体(25.6人/ha)よりも低い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口は、0~14 歳が 12.4%、15~64 歳が 64.0%、65 歳以上が 23.6%となっており、 65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9%に比べて低い。
- ●伊勢湾台風の浸水被害はかろうじて免れたものの、小屋が 吹き飛ばされたり、送電線の鉄塔が倒壊したりするなど甚大な被害に見舞われた。



地域内の課題と問題点

地域福祉の課題	具体的な現状・問題点
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	・二世帯の場合、若者の地域活動参加が少なく地域への理解低い ・すくすく子ども会+地域イベントに未加入の子も参加できないか
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・地域情報が少ない ・消防団の活動が少ない ・要介護者、障がい者の情報が個人情報保護の関係から得られない ・老人クラブがない地域があるので、作ってほしい ・町内会費の未納世帯への対応を、できれば円満にしたい
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・道路環境が悪く、自転車での外出が危険 ・80 歳以上の高齢者は元気でも、活動に出たがらない ・マンションなどで自治会が高齢者を把握できていない ・高齢者が憩い、話し合う場所が欲しい(病院が憩いの場となっている)
地域ぐるみで子どもを 見守り育てる体制づくり	・大人と子どもが集まる事がない ・子どもの遊び場が少ない ・入学前に市外の幼稚園に通っている子が多いため、入学まで親同士の情報共有ができない
障がい者、外国人への 理解促進と生活支援	・外国人がゴミ収集の曜日をわからず捨てている・障がい者やその家族への声かけは遠慮やとまどいがある
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・高い建物が少ないため、水害が起きた場合の避難場所が不安・公民館が避難場所としての機能を満たしていない・子どもの通学路の安全が心配・学校で避難や防災についての活動が少ない
わかりやすい情報提供、 窓口の明確化、支援体制の充実	・地域行事に参加したくても、情報取得方法がわからない

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- ・地域活動のメリットを PR し、多世代に参加を求める懇談会などを開催
- ◎老人クラブと小学校の連携の強化
- ・公園の草取り等を通じコミュニケーションの場づくり
- ・ 将棋をもっと PR して、小学生から大人まで交流できる大会開催

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

市・社会福祉協議会との共催イベントを開催

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ・公民館に憩いの場所を整備する(予算の問題で実現していない)
- 縁側(気軽に集まりやすい拠点)をつくる
- ・小さな単位の集まり(サロン、茶話会など)をたくさんつくる
- 7 〇歳以上の高齢者家庭の半強制的な登録制度づくり
- 生きがいクラブの活動実績を、他の団体 町内に広める

地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくり

- スポーツ振興(子ども同士がスポーツを通じて繋がることで、親同士もつながる)
- 未就学の母子の交流会開催
- 地域の高齢者や子育て中のお母さんが、気楽に集まれる場所として空き家を活用

障がい者、外国人への理解促進と生活支援

- ・外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝えたりする
- ・発達障がい等に関する講演会の開催(以前、PTAで実施)

災害に強い地域づくり

- ・家族で防災について話し合うための質問形式の記入表や防災マニュアルを作る
- ウォークラリーで避難場所(高台など)をまわる
- ・ 災害時における地域内の連絡体制の明確化

防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

- 散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う。
- 子ども会、PTA、老人会などの協力による見守り活動
- ・白浜地区の防犯パトロールと見守り隊の成功事例を全町に広める

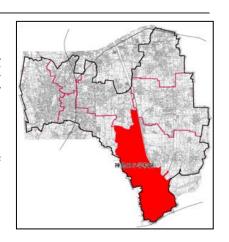
わかりやすい情報提供、窓口の明確化、支援体制の充実

- ・市や社会福祉協議会の支援制度を理解してもらう説明会を、町内会・民生委員が協力し開催
- 相談連絡先一覧の作成(公的機関、支援組織、民生委員等)
- ・老人クラブの茶話会など高齢者が集まる機会を活用した説明会・ミニ講演会の開催

神島田小学校区

地域の概要

- ●神島田小学校区は、面積約 419ha 全市の 16.7%を占める。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在、人口 7,747 人、2,945 世帯、世帯人員 2.63 人/世帯、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- ●人口密度は18.5人/ha、市全体(25.6人/ha)よりも低い。
- ●平成 27 年 10 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0~14 歳が 14.0%、15~64 歳が 59.8%、65 歳以上が 26.2%となっ ており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 26.9%に比べて わずかに低い。



地域内の課題と問題点

◎:他の小学校区と同様(
地域福祉の課題	具体的な現状・問題点	
世代や居住歴をこえた 顔のみえる関係づくり	・清掃活動をしても参加者が高齢者ばかり・各イベントのPRが少ない・地域内の個人情報がわからなければ対応ができない	
地域組織・活動への 理解・参加促進と 担い手の確保	・町内会の役職の後継者がいない ・個人情報の情報漏れが心配 ・市から災害時支援が必要となる世帯の情報が得られない	
高齢者の生活支援と 暮らしの質の向上	・コミュニティバスはあるが、自家用車がないと市外への足がない・介護認定されると、外に向かう回数が減り話し相手が減る・老人クラブの日帰り旅行のバス代が上がり困っている・難聴者(高齢者)の増加により、会話の減少、ひきこもりの増加	
地域ぐるみで子どもを 見守り育てる体制づくり	・子どもが少なく、集まることがなくなった ・子育てサロンはあるが、情報が届いていない ◎子ども会加入者減少、存続危機 ・住宅事情により町内の子ども人数バランスに問題あり ・若い世代にとって相談窓口が分かりにくい	
災害や犯罪に強い 安全安心な環境 及び体制の構築	・街灯のない場所があり、防犯上危険(メンテナンス経費も問題) ・農道の事故が多い ・防災イベントだけをやってもなかなか人が集まらない ・防災訓練はメンバーが高齢化&固定化している	
その他	・空き工場のトタンや放置畑の雑草(落下や火災の危険性) ・ゴミの収集所が少ない、学区以外からの不法投棄も多い ・ゴミゼロ運動の時の袋の活用方法 ・ペットのフンの不始末が多い	

◎:他の小学校区と同様の意見

世代や居住歴をこえた顔のみえる関係づくり

- 高齢者や子どもの集まる機会を活用して意見を集約する工夫を!
- 自治会館や井戸端会議の場として町内集会所、連絡所等の有効利用
- ◎三世代交流の機会であるふれあいフェスタの充実(小学生以下にも広げるなど)
- ・老人会のボランティア参加で世代間の交流事業の実施

地域組織・活動への理解・参加促進と担い手の確保

- 単独自治会でやりにくい、やりきれないことを広域・共同で実施
- コミュニティセンターでの住民ニーズに合った取組を行う(例: 七夕の短冊で生の声を拾う)

高齢者の生活支援と暮らしの質の向上

- ・定年退職する人に、老人クラブやボランティアへの参加を呼びかける。
- ・近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する
- ・現在実施の友愛活動や配食ボランティアをさらに拡充する
- 新しい参加者が来たくなるような新しい取組&出やすくなる情報提供サポート
- ・老人クラブの新設やメンバーの増加(100 名増!)

地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくり

- ・子育て支援について、学校を通じて情報発信して地域で考える
- ・ 学校の教育活動への地域の支援の充実
- 子どもの目線で「地域の安心・安全なまちを」というテーマのポスター、作文を募る
- ママさん主体で子育ての集まりを!
- 町内会長等役員経験者に、ボランティア活動への協力を要請(お礼の言葉を伝える)

障がい者、外国人への理解促進と生活支援

・外国籍の子どもへの生活支援、教育支援、地域行事参加の呼びかけ

災害に強い地域づくり

- ◎楽しく学べる防災訓練に中高生の参加を募り、子ども達と協力して実施
- ◎町内単位の防災体制の構築・防災訓練の実施
- ・要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底
- 町内・班ごとの小さい単位で災害弱者情報を把握する取組(例:防災会で家族構成情報収集)

防犯・交通安全のための環境及び体制の構築

- ・市補助策の活用(防犯カメラ助成、家屋の地震対策助成)
- 高齢者向け交诵安全教室の開催
- 交通安全教室を全小学校区で年1~2回実施
- ・防犯にも効果のある見守り隊の充実・防犯教室効果を上げた小学校区の内容を全小学校区に展開

わかりやすい情報提供、窓口の明確化、支援体制の充実

- 病院など高齢者が集まる場所での情報提供
- 相談窓口の明確化 一本化

資料編2 策定経過

開催日等	開催事項等	内 容		
■平成 26 年度	■平成 26 年度			
平成 26 年 12 月 10 日	第1回 地域福祉計画策定委員会 専門部会 第1回	・津島市地域福祉計画について・アンケート調査について・その他・津島市地域福祉計画について		
	地域福祉計画策定委員会幹事会	・アンケート調査について・その他		
平成 27 年 2月5日	第1回地域福祉計画策定委員会	・委員長選出・副委員長指名について ・地域福祉計画策定の概要について ・第2期津島市地域福祉計画策定にあたっての アンケート調査について ・地区懇談会について ・その他		
平成 27 年 3月6日 ~3月16日	アンケート調査の実施	対象:津島市在住の20歳以上の人から無作為に 抽出した2,000人 回収状況:813件(回収率:40.7%)		
■平成27年度				
平成 27 年 6月 15 日 ~7月 24 日	関係団体アンケート ・ヒアリング調査の実施	対象:民生委員・児童委員、障がい者関係事業者、 高齢者介護施設、学校関係者等		
平成 27 年 6月 17 日 ~7月1日	第1回 地区懇談会	意見交換:各小校区における地域福祉の 悩みや困りごと、問題点		
平成 27 年 7月 14 日	第2回地域福祉計画策定委員会專門部会	・津島市地域福祉計画の策定方針について ・アンケート調査及び現行計画の検証結果について ・第1回地区懇談会開催結果について ・主要課題・計画骨子について ・その他		
平成 27 年 7月 17 日	第2回 地域福祉計画策定委員会 幹事会	・津島市地域福祉計画の策定方針について ・アンケート調査及び現行計画の検証結果について ・第1回地区懇談会開催結果について ・主要課題・計画骨子について ・その他		
平成 27 年 7月 29 日	第2回 地域福祉計画策定委員会 第1回 地域福祉活動計画策定委員会	・津島市地域福祉活動計画策定委員会委員長選出・ 副委員長指名について・津島市地域福祉計画及び津島市地域福祉活動計画 の策定方針について・アンケート調査及び現行計画の検証結果について・第1回地区懇談会開催結果について		

		・主要課題・計画骨子について・その他
平成 27 年 8月 10 日 ~8月 29 日	第2回 地区懇談会	意見交換:主要課題を解決するための地域主体の 福祉活動アイデアの検討
平成 27 年 10 月 23 日	第3回 地域福祉計画策定委員会 専門部会	・第2回地区懇談会開催結果等について ・津島市地域福祉計画書(案)について ・その他
平成 27 年 10 月 27 日	第3回 地域福祉計画策定委員会 幹事会	・第2回地区懇談会開催結果等について ・津島市地域福祉計画書(案)について ・その他
平成 27 年 11 月 20 日	第3回 地域福祉計画策定委員会 第2回 地域福祉活動計画策定委員会	・第2回地区懇談会開催結果等について ・津島市地域福祉計画書・津島市地域福祉活動計画 書(案)について ・その他
平成 28 年 1 月 4 日 ~1月 22 日	パブリックコメントの実施	閲覧場所:福祉課・神守支所・神島田連絡所の窓口 及び市ホームページ 意見聴取方法:郵送・直接提出・メール・FAX
平成 28 年 2月1日	第4回 地域福祉計画策定委員会 専門部会	・津島市地域福祉計画書(案)について・その他
平成 28 年 2月3日	第4回 地域福祉計画策定委員会 幹事会	・津島市地域福祉計画書(案)について・その他
平成 28 年 2月5日 ~3月26日	第3回 地区懇談会	意見交換: H28 年度に当地区で重点的に取り組む住 民主体の地域福祉活動の絞り込みと詳細 検討 コミュニティ推進協議会を核にした今後 の計画推進の進め方や推進体制案の検討
平成 28 年 2月 19 日	第4回 地域福祉計画策定委員会 第3回 地域福祉活動計画策定委員会	・津島市地域福祉計画書(案)について・その他

資料編3 策定委員会 委員名簿

津島市地域福祉計画·津島市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

		氏	名		区分	役職名
1	黒	田	剛	司	学識経験者	NPO法人天王文化塾長
2	河	西	あ~	つ子	保健医療関係者	津島市医師会長
3	増	井	恒	夫	II	愛知県津島保健所長
4	堀	田		勝	社会福祉関係者	津島市社会福祉協議会長
5	丑	本	智元	忠江	II	津島市心身障害児者保護者連絡協議会長
6	犬	飼	三	郎	社会福祉事業者	特定非営利活動法人 共生会 理事
7	沢	田	_	郎	II	社会福祉法人 永美福祉会 理事長
8	田	中	和	夫	II	特定非営利活動法人 Peek・a・Boo 理事
9	殿	畑	規	子	地域関係者	津島市民生委員・児童委員協議会連絡会長
10	伊	藤	卓	夫	IJ	津島市南文化センター運営協議会長
4.4	原	田	麗	子	II	津島市ボランティア連絡協議会長 (~H27.4.12)
11	市	Ш	稔	光	II	津島市ボランティア連絡協議会長 (H27.4.13~)
12	櫻	木	忠	夫	II	津島市老人クラブ連合会長
13	花	井	重	明	II	津島市南地域包括支援センター
14	武	藤	育	雄	II	津島市教育委員会教育長
15	安	田	峰	神	公募市民	公募
16	濵	田	美	香	II	公募
17	疋	田	ゆた	りょり	JJ	公募

(順不同・敬称略)

資料編4 策定委員会設置要綱

津島市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉の推進 に関する事項を一体的に定める計画(以下「津島市地域福祉計画」という。)を策定する ため、津島市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 社会福祉関係者
 - (4) 社会福祉事業者
 - (5) 地域関係者
 - (6) 公墓市民
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

- 4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に 係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
- 5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。 (幹事会)
- 第5条 委員会に津島市地域福祉計画の素案を検討するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる者により組織する。
- 3 幹事会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 健康福祉部福祉課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 幹事会の運営に必要な事項は、健康福祉部福祉課長が委員長の同意を得て定める。 (専門部会)
- 第6条 幹事会に、津島市地域福祉計画の素案を作成するため、専門部会を置く。
- 2 専門部会は、前条第2項別表に掲げる者が所属する職員から推薦する者をもって組織 する。
- 3 専門部会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 健康福祉部福祉課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

津島市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(平成27月7日1日規程第60号)

(趣旨)

第1条 津島市における地域福祉活動計画を策定するため、社会福祉法人津島市社会福祉 協議会(以下「本会」という。)に津島市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 津島市地域福祉活動計画の策定に関すること。
 - (2) その他、津島市地域福祉活動計画の策定に必要と認められる事項に関すること。(組織)
- 第3条 委員会は委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、地区社会福祉協議会などの 中から本会会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。 (会議)
- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議に出席を求めることができる。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会法人・福祉グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

資料編5 用語解説

あ行	悪徳商法	一般の消費者をターゲットに巧みな勧誘や強引な手法により、
נונעס	心心的人	一般の消費者をダーグットに巧みな勧誘や強いな手法により、 金銭をだまし取ったり、商品を売りつけたりすること。
	NDO	
	NPO	民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit
		Organization の文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的
	A -#-1-1	な活動を行う民間組織。
か行	介護支援専門員	介護保険制度において、住宅や施設で自立したその人らしい生
	(ケアマネジャ ー)	活を送るため、介護保険サービスや公的な福祉サービス、地域
		のボランティアなど社会資源を活用した介護サービス計画を立
		て、それぞれのサービスの連絡調整を行う専門員。
	 介護予防	介護が必要となることをできる限り防ぎ、遅らせること。また、
		介護される状態がそれ以上悪化しないように維持・改善を図る
		こと。介護保険法に基づき、予防給付のサービスを提供すると
		ともに、地域支援事業では、要支援・要介護にならないための
		事業を実施する。
	核家族世帯	親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子どもからな
		る世帯、男親と未婚の子どもからなる世帯、女親と未婚の子ど
		もからなる世帯。
	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あ
		らゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊
		厳ある生活を送る上で必要な権利を保障するという考え方やそ
		の実践のこと。
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人
		の女性が平均して一生のうちに何人の子どもを生むかを表す。
		第1次ベビーブームの頃には合計特殊出生率は 4.5 以上の高い
		値を示したが、1950年代には3を、1975年には2を割り込
		み将来の人口減少が予測されるようになり、1989年には 1.57
		ショックが起こり、少子化問題が深刻化した。
	子育てサロン	子育て中の親子などと、ボランティアが共に遊びを通じて子ど
		もの成長について学ぶ活動。
	コミュニティ	地域に住む人々がより良い生活環境や心豊かな暮らしを求めて、助け
		あい、協力しあえるような連帯感のある地域社会のこと。
	コミュニティ活動	自治会活動、防犯・防災活動、健康づくり活動、環境美化活動、
		レクリエーション活動など、地域の住民の相互扶助により、よ
		り良い環境や心豊かな生活を営むことができる地域社会(コ
		ミュニティ)をつくるための活動のこと。
	コミュニティ推進協	防災・環境美化・レクリエーション活動など、市民が地域をよ
	議会	り良くするために実施するコミュニティ活動を地域一体となっ
	нж. <u>Д</u>	て行うために設立された組織のこと。
L	I	

さ行	児童虐待	親(または保護者)や周囲の人間などによって子どもに加えられた行為(不行為)で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為(不行為)。虐待のタイプは身体的虐待、育児放棄、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは複数のタイプが混在していることもある。
	社会資源	社会は、その規模の大小を問わず、一定の課題を解決したり、 特定の目標を達成したりしなければならないが、そのために動 員される道具的・手段的価値物のことで、既存の施設や地域で 活動している団体などをいう。
	社会福祉協議会	社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する組織。
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を 定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進な どを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
	障害者総合支援法	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域 社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新た な障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立 支援法を改正する形で創設された法律。
	成年後見制度	意思能力に衰えがある人に対して、財産や権利を守るためにその衰えを補う民法による法律的支援または任意契約の支援をする制度。
	セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、 年金、預金保険、融資に対する信用保証などのこと。
た行	第三者評価	福祉サービスの質の向上をめざすとともに、利用者への情報提供を行うため、当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が評価を行う。平成 12 年に改正社会福祉法の成立により福祉サービス事業者の自己評価などの努力義務が明示された。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認めあい、 対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生 きていくこと。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、主に地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置されている。

	地区社会福祉協議会	社会福祉協議会の支部的機能を持ち、独自性、自主性を持った
		住民福祉活動組織。
	DV(ドメスティッ	配偶者(事実婚、別居、元配偶者を含む)やパートナー、恋人
	ク・バイオレンス)	など親密な関係にある(あった)人から振るわれる暴力のこと
		をいう。また、単に身体的暴力にとどまらず「暴言や無視する」
		などの精神的暴力や「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「避
		妊に協力しない」などの性的暴力、「行動を制限する」などの社
		会的暴力も含む。
な行	南海トラフ巨大地震	日本列島の駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域
		および土佐湾を経て日向灘沖までの広い領域「南海トラフ」沿
		いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュ
		ード9クラスのプレート間巨大地震。
	日常生活自立支援事業	日ごろの生活に不安がある人の福祉サービスの支援や、お金の
		管理を行う事業。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知
		 識と理解を身に付けた人で、認知症の人と介護する家族を温か
		 く見守り、さりげない援助ができる応援者。受講修了者には「オ
		レンジリング」が渡される。
	年齢3区分	生産年齢人口とは 15~64 歳の人口をいい、生産活動に従事し
		うる年齢層のこと。年少人口とは O~14 歳、老年人口とは 65
		歳以上のことをいう。
	ノーマライゼーション	「障がいを持つ人も、持たない人も、地域の中で平等に生
		活できる社会」という考え方で、そのために、ともに支えあい、
		お互いに尊重しながら共生できる社会を作っていくという基本
		理念。
は行	パブリックコメント	市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反
		映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を
		原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に
		対する考え方を公表する制度。
	ピアカウンセリング	障がいのある人同士のグループや患者会の自助グループで用い
		られ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、
		お互いに支持し合えるカウンセリングをいう。
	東日本大震災	平成 23 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれ
		に伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた
	_	大規模地震災害。
	ひきこもり	身体的・精神的な理由から学校や勤務先などへ行かず1日のほ
		とんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範
		囲が非常に狭く、社会参加していない状態。
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要
		配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生す

		るおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。「災害時要援護者」というかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった。
	ボランティア	自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、 経験を活かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力
	ボランティアセンター	しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。 ボランティア活動を希望する個人とボランティアの参加を求め
		る組織などの双方を支援する中間支援組織のこと。地域の市民 活動がより活発に進められるよう登録・相談・紹介、情報収集、 講座の開催などをおこなっている。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童 委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。 活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計された製品・情報・環境のデザインのこと。
	要支援・要介護認定	介護保険によるサービスを希望する被保険者について、介護が どの程度必要であるかどうかの判定・認定。